発行日：平成２８年３月１日

上川路会計事務所通信

KAMIKAWAJI

上川路会計事務所
〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel　099 - 252 - 7070
Fax　099 - 252 - 6400

上川路美恵野会計事務所
〒892-0821
鹿児島市名山町1-3　鹿児島ビル4F
Tel　099 - 223 - 3465
Fax　099 - 223 - 4348

第１９７号

所長
上川路　長生

ごあいさつ　敬天愛人

三寒四温に一喜一憂の日々を経て、早くも３月になりました。インフルエンザ流行の警報に注意深く気を引き締めて、確定申告を粛々とすすめています。桜島も５ヶ月ぶりに爆発的噴火があって警戒レベルが３（入山規制）になり噴煙をあげるいつもの桜島の景観に戻りました。３月６日には第１回鹿児島マラソン２０１６があり、鹿児島に春の訪れを告げる新・風物詩となりました。約１万２千人のランナーが荒田八幡宮前の電車通りを駆け抜けていきました。

新年度を前にして色々な動きがありました。政界では民主党と維新の党が３月中に合流して『新党結成』を目指すことで合意しました。夏の参院選を控えて、『安倍１強』の自民党に対抗する態勢を築かなければなりません。民主党の岡田克也代表は、「野合といわれようと必ず政権交代の受け皿になる」と開き直り、片や維新の党松野頼久代表は「反転攻勢の第一歩、これからがスタート」と強調していました。衆参同日選挙も取り沙汰されており、民主党政権時代の党のイメージを刷新し低迷する党勢の回復につなげたいだけに、維新の党との新党結成は急がなければならないのです。

金融界では、九州最大の地方銀行グループふくおかフィナンシャルグループと長崎県の十八銀行が経営統合に踏み切り、日本最大の地銀グループが生まれました。長崎県の人口減少が著しく経済の回復が遅れる中で、日本銀行はマイナス金利政策を導入しました。十八銀行の頭取は『長崎県でライバルとして鎬を削ってきたふくおかフィナンシャルグループ傘下の親和銀行と一緒になるのが長崎県のためになる』と語りました。鹿児島銀行と肥後銀行が統合した九州フィナンシャルグループに続いた今回の統合で、これまで蚊帳の外にあった佐賀・大分・宮崎の銀行についても広域での再編が加速する可能性が出てきました。

３月１日に税理士法人押井会計事務所、株式会社吉田経営と上川路会計事務所、３会計事務所で一般社団法人鹿児島経営サポートセンターを設立いたしました。当法人は私共が永年培ったノウハウと情報をお客様の経営体質強化と健全経営の実現に役立てようと、連携して立ち上げたものです。〝３人寄れば文殊の知恵〟の教えにあるように、親しい仲間で知恵を合わせて地域経済の発展に貢献していくつもりです。

プロ野球のキャンプ地便りが届いて期待に胸おどらせる日々を過ごしています。〝一新〟をスローガンにした４０歳の若き指揮官高橋由伸新監督の巨人の話題や、メジャー１６年目のイチローのキャンプインの様子が伝えられました。そんな華やかなニュースの最中に、プロ野球界を代表する強打者といわれた清原和博容疑者が覚醒剤取締法違反の疑いで逮捕されました。主要な個人タイトルとは無縁で『無冠の帝王』といわれて『番長』というニックネームで親しまれたのです。野球は青少年をはじめ憧れのスポーツなだけに、現役を引退してもこれまで応援してきた人々を裏切ることは許されないのです。高校時代『ＫＫコンビ』と呼ばれた桑田真澄氏は、「現役時代、好機の逆転打でファンに勇気をくれたように今度は自分の人生でも逆転満塁本塁打を打って欲しい」と更生へ祈りを込めて語っていました。

日本漢字文化センターが公募した一年の願いを託した『今年の四字熟語』に西郷隆盛の遺訓『敬天愛人』が決まりました。『敬天愛人』とは京セラの社訓として稲盛和夫名誉会長が人生の指標としてこられた言葉です。荒涼としたニュースが続く中で『他者を思いやるほんの少しの優しさ』の教えはいつまでも色あせることはありません。

（平成２８年３月吉日）

目　次

ごあいさつ　“敬天愛人”　・・・1P
税務カレンダー　・・・2P
2016年3月の経理・税務チェックリスト　・・・3P
開催予定のセミナーのご案内　・・・3P
会計・税務のＱ＆Ａ
“平成28年度税制改正（案）について”　・・・4・5P
企業防衛対策のおすすめ　・・・6P
職員コラム　今月の担当：西　慶子　・・・6P
一般社団法人 鹿児島経営サポートセンター設立のお知らせ　・・・7P
随想“『それぞれの春』　上川路美恵野”　・・・8P

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・

１月決算会社申告書提出

2016年3月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20 春分の日	21 振替休日	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

３月３１日まで

- １月決算法人の確定申告
- ７月決算法人の中間申告
  （半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  ４月決算法人　第３四半期分
  ７月決算法人　第２四半期分
  １０月決算法人　第１四半期分
- １・４・７・１０月決算法人及び個人事業者（前年１２月分）の３月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 個人事業者の前年分の消費税等の確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の１２月、１月決算法人を除く法人の１月ごとの中間申告

３月１５日まで

- 個人の青色申告の承認申請
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 個人の申告（道府県民税及び市町村民税・事業税・事業所税）
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 所得税確定損失申告書の提出
- 国外財産調書の提出

３月１０日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

２月１日～３月１５日

- 前年分贈与税の申告

２月１６日～３月１５日

- 前年分所得税の確定申告

2016年3月の経理・税務チェックリスト

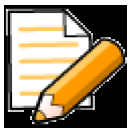

業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

3月決算の準備

□ 決算の準備にあたって、まずは決算方針を固めておきましょう。黒字見込みの場合は、翌期以降の経営資源としての内部留保や節税対策等を検討し、赤字の場合は、少しでも当期の損失を減らす方法等を検討しましょう。

また、実地棚卸や現金・売掛債権などの実査、経過勘定や仮勘定の整理等は段取り良く進めておきましょう。決算時は業務が増えるため、思わぬミスが発生しがちです。税務調査でのトラブルのもとにもなってしまうので、事前に段取り良く準備を進めておきましょう。

売掛金の確認と回収

□ 売掛金等の債権の回収状況は、日常的に把握しておきたいところです。特に、決算期前には、貸倒損失にするか否かの判断も必要になりますので、確認しながら完全回収に努めましょう。

所得税の修正申告と更生の請求

□ 確定申告を提出して、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、申告をした税額等が実際より少なかった場合には「修正申告」を、多かった場合には「更生の請求」をして正しい額への訂正を求めることになります。

更生の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。ただし、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する所得税については、更生の請求をできる期間が法定申告期限から1年以内となりますので、ご注意下さい。

● 開催予定のセミナーのご案内 ●

今後開催予定のセミナーは下記の通りとなっております。詳細については、同封のお申込書をご覧ください。
（※接遇セミナーのお申込書は、期限間近のため同封しておりませんが、必要な方はご一報いただくか当事務所ホームページよりダウンロードも可能です。）

日　時	テ ー マ	講　師
平成28年3月22日（火） 9:30～16:30	病医院・福祉施設のための 接遇研修（申込期限：3月15日）	Office Ships 船戸 美幸 先生
平成28年3月23日（水） 9:30～16:30	接遇研修（一般企業向け） （申込期限：3月15日）	Office Ships 船戸 美幸 先生
平成28年4月1日（金） 16:00～17:30	鹿児島経営サポートセンター設立記念講演 商都大阪を造った男『五代友厚』	志學館大学教授・鹿児島県立図書館館長 原口 泉 先生
平成28年4月6日（水） 14:00～16:00	第22回KMCセミナー 税制改正勉強会	上川路美恵野会計事務所　所長 公認会計士・税理士　上川路 美恵野

PICK UP!

接遇セミナー（病医院・福祉施設向け）の主な内容

- オリエンテーション（自己紹介、研修の目的の明確化）
- 社会人としてのスタート（学生と社会人の違い、医療現場で期待されるスタッフとは）
- 信頼される新人スタッフのためのコミュニケーション
  （挨拶の仕方、医療従事者にふさわしい身だしなみ、好感のもてる表情、礼儀正しい態度、言葉遣い）
- すぐに使える電話応対
  （電話の特性をふまえた注意ポイント、発音発生トレーニング、明るい第一声、取次ぎ、伝言メモの残し方）
- 信頼感が伝わる患者接遇動作（物の受け渡しの仕方（含名刺）、案内の仕方、席次の知識）
- 効率の良い仕事の進め方（PDCAサイクル、報告・連絡・相談の重要性）

会計・税務のＱ＆Ａ！

テーマ　『 平成２８年度税制改正（案）について 』

平成28年度の税制改正大綱が平成27年12月16日に公表され、12月24日に閣議決定されました。平成28年度の税制改正では個人所得課税・法人税等どのような変更があるのかを見ていきましょう。

4月6日（水）に弊所主催の「税制改正勉強会」も開催致します。参加ご希望の方は申込書をお送り致しますのでご一報ください。

法 人 課 税

法人税率の引き下げ等

法人税の税率（現行23.9%）が、段階的に引き下げられます。

① H28.4.1以後に開始する事業年度　⇒　23.4%
② H30.4.1以後に開始する事業年度　⇒　23.2%

	H27年度		H28年度	H29年度	H30年度
法人税率	23.9%	⇒	23.4%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割	6.0%		3.6%	3.6%	3.6%
（参考）国・地方の法人実効税率	32.11%		29.97%	29.97%	29.74%

生産性向上設備投資促進税制の適用期限廃止

生産性向上設備投資促進税制（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）は、適用期限をもって廃止され、関係規定も削除されます。

		適 用 期 限
生産性向上設備投資促進税制	即時償却または税額控除5%	H26.1.20～H28.3.31
	特別償却50%または税額控除4%	H28.4.1～H29.3.31

それぞれの適用期限をもって廃止されます。

欠損金の繰越控除制度の見直し

H27年度税制改正において見直しが行われた欠損金の繰越控除制度における控除限度額がさらに見直され、段階的に引き下げられます。同時に繰越期間を10年へ延長する改正の開始時期が1年延長されます。

（H28年度税制改正案の変更箇所）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
大 法 人	控 除 限 度 割 合	65%	65%（⇒ 60%）	50%（⇒ 55%）	50%
	繰 越 期 間	9年	9年	10年（⇒ 9年）	10年
中小法人等	控 除 限 度 割 合	現行通り　100%			
	繰 越 期 間	9年	9年	10年（⇒ 9年）	10年

適用期限の延長・見直し等

下記制度の適用期限が、当初H28.3.31となっていたものが2年延長されます。

- 交際費等の損金不算入制度、接待飲食費の50%を損金算入できる制度の延長
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長（常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上で、延長）
- 雇用促進税制の延長（地域が限定され無期雇用かつﾌﾙﾀｲﾑの雇用者増加数を上限とし、延長）
- 大法人の欠損金の繰戻還付不適用措置の延長
- グリーン投資減税の見直し延長（売電用の太陽光発電設備の除外や、税額控除の対象資産から車輌運搬具を除外するなどの見直しを行った上、延長）

H30.3.31まで2年延長

建物附属設備・構築物の「定額法」一本化

減価償却について、H28.4.1以後に取得する建物と一体的に整備される「建物附属設備」や建物同様に長期安定的に使用される「構築物」について、定率法が廃止され、償却方法が「定額法」に一本化されます。

消費課税

消費税の軽減税率制度の導入　H29.4.1より適用

軽減税率制度が、消費税率引上げ（10%）に伴う低所得者対策として、H29.4.1に導入されます。

消費税の軽減税率制度の概要

対象品目	①酒類及び外食を除く飲食料品　②週２回以上発行される新聞の購読料
軽減税率	８％

H33.4月からは「適格請求書等保存方式」を導入。
それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充　H28.5.1以後に行われる課税資産の譲渡等に適用

外国人旅行者向け消費税免税制度につき、免税販売の対象となる一般物品の購入下限額が引き下げられます。

１日１店舗当たりの免税販売の対象となる購入下限額	一般物品	現行：10,000円超　⇒　H28税制改正：5,000円以上
	消耗品	現行：5,000円超　⇒　H28税制改正：5,000円以上

車体課税の見直し

H29.4月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持･強化する環境性能割がそれぞれ導入されます。

自動車取得税	H29.3.31をもって廃止

環境性能割（仮称）の創設	環境性能割とは、自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場の所在地において、当該自動車を取得した者に課するもの 【環境性能に応じた税率の適用と環境性能の良い自動車への非課税適用有】	
	課税対象	現行の自動車取得税の対象と同一
	課税標準と免税点	課税標準：自動車の取得価額　免税点：50万円
	徴収方法	申告納付（申告書に証紙を貼って納付する方法が原則。現金による納付可能。）

個人所得課税

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設　譲渡時期：H28.4.1～H31.12.31

相続により生じた空き家であって、旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除（3,000万円）が導入されます。

［※ただし、相続の時から相続の開始があった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までにしたものに限定され、譲渡の対価の額が1億円を超えるものを除く］

三世代同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入　適用対象：H28.4.1～H31.6.30までの間にその者の居住の用に供した場合

三世代同居に対応した住宅リフォームに関して、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度が導入されます。

【借入金：住宅借入金等の年末残高の1～2%　自己資金：標準的な工事費用相当額の10%】

スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の導入　適用時期：H29.1.1～H33.12.31

健康維持･予防への一定の取組を行う個人を対象として、スイッチOTC医薬品の購入費用（年間1万2千円を超える部分の金額、控除限度額は8万8千円まで）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度［医療費控除の控除額計算上の特例措置］が導入されます。

■一定の取組とは…　以下の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る）
特定健康診査／予防接種／定期健康診断／健康診査／がん検診

※ただし、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。

スイッチOTC薬	これまでは医師の判断でしか使用できなかった医薬品を、薬局で買えるようにしたもの。「Over The Counter」の略で、医療薬から市販薬にスイッチされたということからいう。

主な改正事項を掲載しましたが、その他の改正事項や詳細に関しては、財務省のホームページより「平成２８年度税制改正の大綱」をご確認ください。正式なものは今後の国会審議などにより決定されます。

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです☆

現代の企業経営者が抱えるリスクは、複雑化、大規模化しており、多方面に亘り備える必要に迫られているのが現状です。

企業が抱えるリスクには、 人的リスク 財物リスク 賠償リスク などがあり、万が一に備えて「保険」で保障される可能な範囲として

人的リスク

＊生命保険会社が取り扱える保険商品

・不測の事態に対応＝定期保険（収入保障保険、100歳満了保険など）
・重篤な状態に対応＝重大疾病保障保険、就業不能保障保険、生活障害保障保険
・役員、従業員の退職金財源に対応＝保障と財源確保を併用する保険

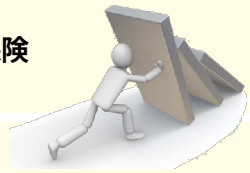

財物リスク 賠償リスク

＊損害保険会社が取り扱える保険商品

・企業財産の保障＝様々な偶然の事故による損害、休業、利益の損失をカバーする
（火災、休業、地震、財産包括　など）
・賠償責任の保障＝企業には、施設管理者賠償、総合賠償、個人情報漏えい賠償など幅広い対策が求められています

「どのリスクをどの程度保険でカバーする」かを監査担当者とご相談下さい！
経営者と専門の担当者とで綿密な計画と適正な保障額の算定を実施致します

上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味やはまっていることについて紹介しています。
職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです☆

テーマ： 私の楽しみ

今月の担当：監査部　**西　慶子**

いつもお世話になっております。今回は私の仕事後や休日の過ごし方についてご紹介いたします。体を動かすことが好きで高校生から始めたバドミントンを今でも続けています。一番はまっているときは平日に5回程部活並みに練習している時もありました。今はできる範囲で練習したり、時には試合に出たりしています。うまくプレーできないと歯がゆさを感じますが、やはり体を動かし、汗を流すと気持ちが良いです。生涯スポーツとしてこれからも続けていけたらと思います。

鹿児島市には勤労青少年ホームという施設があり、市内で働く青少年が教養・スポーツ講座を受講することができます。私はその施設で医療事務講座やヘアアレンジ講座など様々な講座を受講しています。中でも、はまった講座はゴスペルとパン作り講座です。人前で歌うことに少し苦手意識がありますが、新しいことに挑戦しようと思い受講しました。

アルト、メゾ、ソプラノと各パートに分かれて歌います。曲によっては手話や簡単な振り付けもあります。初心者の私でも皆で歌う楽しさ、一体感や奏でるハーモニーの心地良さを感じ、歌うことの楽しさを知りました。

パン作り講座では、材料を量り、成形、焼き上げるまで基本的に一人で行います。パン作りは時間がかかりますが、手塩にかけた生地がふっくらと発酵し、香ばしいにおいを充満させながら焼き上がっていく、そんな工程の一つ一つが楽しいです。でき上がったパンはなんだか可愛らしく、味も格別です。どの講座にも言えるのですが、一緒に講座を受ける方が初見の方でもいつの間にか打ち解けて親しくなれます。中には受講後も交流が続く方もいらっしゃいます。講座の内容も勿論ですが、人との出会いも講座を受ける楽しみの一つです。

時には運動や講座を楽しみ、リフレッシュをして、そして仕事や勉強に邁進していきたいと思います。

一般社団法人 鹿児島経営サポートセンター 設立のお知らせ

この度、3月1日に**上川路会計事務所**、**税理士法人 押井会計事務所**、**株式会社 吉田経営**の3会計事務所で**一般社団法人 鹿児島経営サポートセンター**を設立する運びとなりました。当法人は、税務･会計を通じて地域の発展に貢献するために、共に学び成長し続ける親しい仲間が連携をして立ち上げたものです。

南日本新聞掲載情報

平成28年3月1日の南日本新聞の経済面に一般社団法人鹿児島経営サポートセンターについて記事が掲載されましたので、ご紹介致します。

3会計事務所グループ化

鹿児島市の3会計事務所が1日、グループ化して一般社団法人「鹿児島経営サポートセンター」を設立する。企業数の減少や書類作成業務のIT化で会計事務所の競争が激化する中、連携によるノウハウ共有や職員の共同研修でコンサルティング機能の強化を図る。

競争激化で連携、機能強化　鹿児島市

参加するのは、上川路会計事務所、押井会計事務所、吉田経営（いずれも鹿児島市）。主な有資格者数は公認会計士・税理士3人、税理士7人となり、職員100人以上、顧問先企業1500社以上と、鹿児島県内で最大規模となる。

各事務所はそれぞれ独立経営で業務を続け、複雑な事案への対応や職員研修、顧客へのセミナーなどで連携する。

会計事務所は企業数の減少に加え、会計ソフトや電子申告の普及で税務・会計業務が縮小している。一方で、企業の経営支援や事業承継、組織再編など、求められる業務が多様化している。上川路長生代表幹事は「各事務所の強みを生かし、伸ばすための連携」としている。（吉田文）

南日本新聞より（H28.3.1掲載）

設立記念講演会のお知らせ

たくさんのお客様のご参加を心よりお待ちしております。

原口泉先生
五代友厚像と

商都大阪を造った男 『 五代 友厚 』

講師 ： 志學館大学教授･鹿児島県立図書館館長 **原口 泉** 先生

■ 日　　時　**平成28年4月1日（金）**
16：00～17：30（受付開始 15：30～）

■ 会　　場　**城山観光ホテル 2F ロイヤルガーデン**

■ 会　　費　**無　料**

■ お申込み方法　別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXしてください。
また、お申込み頂いた方には、FAXで「参加証」をお送りいたしますので、当日受付までお持ち下さい。
（※参加申込書は、当事務所ホームページ（セミナー･事務所通信のご紹介ページ）からもダウンロード可能です。）

随想「それぞれの春」 上川路美恵野

日差しが和らいで早くも三月となりました。四季折々の魅力はあれど、春の美しさは格別なものがあります。

七十二候は、旧暦で、1年を5日または6日間で72に分けてその時候の変化を示したものですが、新暦の三月にあたる候は、文字から万物の息吹と躍動感が伝わってくるような春を迎える喜びに満ちています。

草木萌動（そうもくめばえいずる：草木が芽吹き始める）３月1日頃
蟄虫啓戸（すごもりむしとをひらく：冬ごもりの虫が出てくる）3月6日頃
桃始笑（ももはじめてさく ：桃の花が咲き始める） 3月11日頃
菜虫化蝶（なむしちょうとなる：青虫が羽化して紋白蝶になる）3月16日頃
雀始巣（すずめはじめてすくう ：雀が巣をかまえ始める）3月21日頃
桜始開（さくらはじめてひらく：桜の花が咲き始める）3月26日頃
雷乃発声（かみなりすなわちこえをはっす： 遠くで雷の声がし始める）3月31日頃

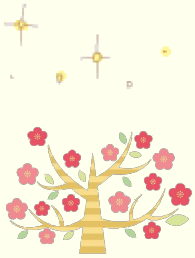

私たち会計事務所の早春の風物詩、確定申告の最終日あたりは、桃の花が咲き、紋白蝶が飛び回る頃ということで、まさに春爛漫ですね。確実に業務を終わらせて、季節を五感で満喫したいものです。

人によって春らしさを何に感じるかはそれぞれで、自然だけとは限りません。道行く人の服装が軽くなり色も鮮やかになっていくこと、通りすがりの学校から流れてくる蛍の光の歌声、コンビニの棚にイチゴ味のお菓子が増えること、など日々の営みの中にも季節感があふれています。先日行われた第一回鹿児島マラソンも新しい春の風物詩になるのかもしれませんね。

そして、春の訪れを素直に喜べずにいる人々のことも忘れてはいけないと思います。3月11日、東北大震災で大きな被害を受けた東北地方では、5年が経っても復興はいまだ途上のままであり、悲しみが癒えず、春が来るたびにつらい記憶がよみがえるといいます。

地理的に遠く離れた鹿児島ですが、被災者への支援、防災・減災への取り組みや将来に向けてエネルギー問題をどのように考えていくのかなどの課題に真摯に向き合っていきたいものです。

さて、春は新たな出発の季節でもあります。先般からご案内しておりますが、一般社団法人鹿児島経営サポートセンターを3月1日に立ち上げました。

親しい会計事務所三社が連携し、競い合い、支えあっていくことで、お客様の経営の支援をより強力に推進できる力を高めていこうとするものです。新しい試みではありますが、一社では出来なかったことにも取り組んでいけると楽しみにしているところです。

つくしんぼ大発生と子の報せ（しら） 美恵野

編集後記

あっという間に確定申告の季節を迎え、当事務所も慌ただしい日々を送っています。今月は鹿児島市で市民マラソン「鹿児島マラソン2016」が開催され、県内外から約1万2千人が参加しました。当日は天候の心配もされましたが、ランナーにとっては走りやすい気候となり、参加者や応援にかけつけた人たちも一安心だったようです。これから鹿児島を盛り上げるイベントとして期待したいですね☆さて、最近は徐々に暖かくなってきましたが、気温差もあるので体調には十分気を付けたいものです☆

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400
E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp
New！ URL http://kamikawaji-kaikei.com/
HPが新しくなりました！
上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！